

道路構造令の概要 ①

＜道路の構造基準の必要性＞

- ネットワーク形成にあたっての構造の統一
- 車両の規格等との調整
- 土地収用等の範囲・根拠の明確化

＜地域の状況に対応する必要性＞

- 求められる道路の機能
- 自然的・外部的条件
- その他の地域の状況・ニーズ

道路構造令(政令)

- ・道路を新設し、又は改築する場合における道路の一般的技術的基準
- ・幅員、線形、視距、勾配等の道路構造の重要な要素について、安全性、円滑性等を確保するために最小限保持すべき基準
- ・多くの柔軟規定を用意

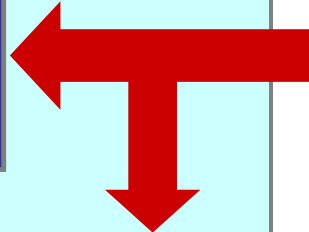
道路構造令の概要 ②

<道路の区分の決定>

都市部/地方部
平地部/山地部

自動車交通量
(計画交通量)

道路の種類



<地域に応じた道路の機能>

- 交通機能
 - ・自動車・歩行者・自転車
 - ・通行
 - ・アクセス
 - ・滞留 等
- 空間機能
 - ・市街地形成
 - ・防災空間
 - ・環境空間
 - ・収容空間 等

<基本構造の決定>

設計速度

設計基準
交通量

線形

車線数

中央帯、路肩等

歩道
自転車道等

植樹帯

<二段構えの柔軟規定>

通常の規定

◇道路の区分や設計速度に応じ、道路の基本構造を規定

◇規定の例

- ・最小値を定めたもの
- ・標準値を定めたもの
- ・必要に応じ設置義務を定めたもの、 等

各規定における緩和措置

◇多くの規定において、やむを得ない場合の緩和措置を用意

◇規定の例

- ・設置不要とする規定
- ・数値規定の緩和値を用意 等

小区間の場合の特例

◇一定の要件を満たす小区間については、多くの規定そのものが適用除外

- ・隣接する道路も規定を満たしていない場合
又は
- ・安全の保持に支障がある場合

<道路構造令の特例規定の例>

○各規定における緩和措置

◆やむをえない場合の除外規定の例

(歩道)

第十一条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

⇒歩道は両側ではなく、片側のみ、もしくは設けないことができる。

◆特例値の例

(曲線半径)

第十五条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

⇒地域の実情にあわせて、経済的な道路設計が可能。

○小区間改築

(小区間改築の場合の特例)

第三十八条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第九条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二條まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

⇒隣接する区間が所定の規定によらない場合、当該規定によらない小区間の改築が可能(幅員、勾配等)